

大東監告示第6号

定期監査等結果に対する措置の状況について

令和5年度第1回定期監査等の結果に対し、執行機関が講じた措置について通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表します。

令和5年12月25日

大東市監査委員 乗本良一

大東市監査委員 水落康一郎

【担当 監査委員事務局】

## 令和5年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

### ◆都市経営部

#### 【都市政策課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 随意契約について</p> <p>旧財産管理課から原課に委任された契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を理由とする随意契約が非常に多く活用されている。勿論、条例で決まっている額以下であれば適法ではあるが、1つの契約を随意契約できるように分割したと疑念を感じる契約が幾つか見受けられ、随意契約の上限近くの額の契約が数多く、設計金額と契約金額が一致する契約も偶然の一致にしては数が多く、作為の疑念が感じられる。又契約書と仕様書の記載内容が現実と部分的に乖離しているものもあった。契約事務については、市民の視点で、些かも疑念を持たれないような取り組みを検討されたい。</p> <p>なお、契約関連の起案書の中で、随意契約の見積りを1社しか徴取していなかったり、施行理由、随契理由、委託理由、施行内容のいずれかが欠落していたり、混同して記載されているものが数多く見られた。その他随意契約の根拠条文を示していないものや、施行起案で随意契約の相手方を記載しているものもあった。個々の起案書が正確に作成できるよう責任者の再確認を含めた体制の整備を確立されたい。</p>
都市政策課 措置状況
<p>契約関連の起案における施行理由や委託理由は決裁上の重要な要素であることから、決裁権者、文書主任はもとより、職員全体が随意契約の根拠法やその解釈について十分に理解したうえで起案するよう、課内において随意契約の締結事務の適正化について周知徹底を図りました。</p>

## 【市営住宅管理課】

### 監査委員 指摘事項

#### (2) 適切な文書事務について

文書事務について、起案書に記載すべき日付や事項が欠落していたものが多数見られた。その他受領した文書が課内で回覧されていないもの、契約書の行がずれて紙面のレイアウトが狂ってしまったものもあった。文書事務に関してはきっちりと処理できている課とそうでない課との差が大きく、各課での文書に対する意識の差が顕在化したものと推測され、指導する立場にある者の奮起が望まれる。又、先月4月24日の電子決裁システム稼働によって文書処理の方法が変わり、今回監査の指摘事項の意味がずれてしまうかもしれないが、システム操作に不慣れな時期であり、決裁や回議途中審査が不十分となりがちなので、(1)の後半と重複する部分もあるが、文書主任をはじめ、回議を受ける者、決裁者が審査を行い、適正な文書が作成されるよう適切に指導され、電子決裁システム上の処理に慣れて、一刻も早く適切な文書処理を実現されたい。

### 市営住宅管理課 措置状況

起案書に記載すべき日付等の欠落については、課内職員に対して、文書事務の手引き等に則り適正な公文書を作成するよう、また、あわせて文書主任や各決裁権者に対しても、十分な確認を行うよう周知徹底を図ったところで、今年度からは、あらたに電子決裁システムが導入されておりますが、このことも公文書に対する職員の意識改革の新たなきっかけとして捉え、今後も、適正な公文書の作成に努めてまいります。

## 【市営住宅管理課】

### 監査委員 指摘事項

#### (3) 例規の整備について

市営住宅の家賃等の算定方法は、市の例規に規定はなく、公営住宅法施行令の規定に基づき行われているが、市の施設の使用料であることから市の例規に根拠を求められたい。又駐車場の使用許可の際、行政手続条例の主旨に反した条件を付しているもの、都市公園内施設の利活用実態など、実務とその根拠となる例規について乖離が見られることから、適正な形とするべく再確認の上、善処されたい。

### 市営住宅管理課 措置状況

公営住宅は地方自治法第 244 条に基づく公の施設であることから、同法第 228 条第 1 項の規定によりその使用料については条例に定めることとされております。このことから、現行の市営住宅条例第 15 条第 1 項において家賃の根拠となる規定を設けているところではございますが、今後、同条例の改正があった際にあわせて、この規定がより明確となるよう文言の整理を行ってまいります。また市営住宅駐車場及び市立駐車場の使用許可申請の際に用いる様式については、受理・不受理といった行政手続条例の主旨に反すとも捉えられる表記、また事務の実態と乖離した表現がありましたので、該当箇所については、令和 5 年 8 月 21 日、削除するための規則改正を行いました。

## 【資産経営課、市営住宅管理課】

### 監査委員 指摘事項

#### (4) 財産管理について

市有財産の適正な活用と保管については、以前から意見を発している課題である。これまで資産経営課、財産管理課、原課とそれぞれ役割が分かれており、1つの事象について責任の所在が不明確であったが、令和5年度から都市経営部の資産経営課に統合された。今回の定期監査においては、過去に従来の担当課に対して指摘していた事項の進捗状況をお聞きしたが、普通財産の管理について、まだ十分に成果があがっているとはいえない状況である。広義の財産管理については、備品の管理や法定外公共物の管理も含まれ、これらを一朝一夕に改善することは難しいと思うが、改善に向かって、一歩ずつでも前進するよう進めていただきたい。

### 資産経営課 措置状況

市有財産の適正な活用や管理につきまして、その必要性を十分に認識し、現在では普通財産の状況等を把握するため、全ての普通財産に関する台帳の整備を進めているところでございます。

今後におきましても、市有財産の適正な活用や管理に係る事務の改善を推進してまいります。

### 市営住宅管理課 措置状況

移管市営住宅の管理に係るすべての備品については、指定管理者が備品台帳を備え、その取得、管理及び廃止の記録を行っております。一方、現在、市が直営管理する既存市営住宅の管理に係る備品については、会計規則の規定により、備品台帳に記載すべきとされる50万円以上の備品（重要物品）が存在していないため備品台帳は作成してはおりませんが、物品取扱員を中心とした適切な管理を行っております。将来、既存市営住宅の管理においても指定管理者制度が導入された際においては、指定管理者による精度の高い備品台帳を備え、その管理を行ってまいります。

## 【市営住宅管理課】

### 監査委員 指摘事項

#### (5) 複数の課等に所管の跨る事象について

近年、複数の課等に所管が跨る事象が増加しているが、今回の定期監査においても、もりねき住宅の住宅管理業務におけるNPOほうじょうとコーミンの役割分担、浴場利用補助事業における人権室と市営住宅管理課の役割分担において分担する事務の切り分けが曖昧になっているので、それぞれの役割を整理されたい。

### 市営住宅管理課 措置状況

もりねき住宅の管理業務については、敷地内の清掃、建物の管理等は株式会社コーミンの業務、また入居者へのお知らせや案内文の配布、各種書類の預かり等は現受託団体であるNPOほうじょうの業務となっておりますが、その点が一部明確になっていなかったことから、来年度の受託団体との契約事務に向け、委託契約に係る仕様書等の記載内容の検討・整理を行い、事務の切り分けのための明確化を図りました。

浴場利用補助事業に係る業務についても、公衆浴場共通入浴券の配布事務は市営住宅管理課が、また配布した公衆浴場共通入浴券の料金収納事務は人権室が、それぞれNPOほうじょうに委託しておりますが、その点につきましても明確になるよう来年度の受託団体との契約事務に向け、委託契約に係る仕様書等の記載内容の検討・整理を市営住宅管理課及び人権室の両課において行い、事務の切り分けのための明確化を図りました。

## 令和5年度第1回 定期監査等の結果に対する措置の状況

### ◆都市整備部

#### 【開発指導課、交通対策課、道路課、みどり課、水政課】

監査委員 指摘事項
<p>(1) 随意契約について</p> <p>旧財産管理課から原課に委任された契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号を理由とする随意契約が非常に多く活用されている。勿論、条例で決まっている額以下であれば適法ではあるが、1つの契約を随意契約できるように分割したと疑念を感じる契約が幾つか見受けられ、随意契約の上限近くの額の契約が数多く、設計金額と契約金額が一致する契約も偶然の一致にしては数が多く、作為の疑念が感じられる。また契約書と仕様書の記載内容が現実と部分的に乖離しているものもあった。契約事務については、市民の視点で、些かも疑念を持たれないような取り組みを検討されたい。</p> <p>なお、契約関連の起案書の中で、随意契約の見積りを1社しか徴取していなかったり、施行理由、随契理由、委託理由、施行内容のいずれかが欠落していたり、混同して記載されているものが数多く見られた。その他随意契約の根拠条文を示していないものや、施行起案で随意契約の相手方を記載しているものもあった。個々の起案書が正確に作成できるよう責任者の再確認を含めた体制の整備を確立されたい。</p>
開発指導課 措置状況
<p>市民の視点で疑念を持たれないよう、随意契約を含めた契約事務の適正な執行に向け、随意契約の趣旨等を大東市契約規則等により再度確認するよう課内職員に指示いたしました。契約事務に関する起案につきましても、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるように、地方自治法及び大東市契約規則に則り事務処理を行うよう課内で周知・徹底するとともに、回議の際には、文書主任をはじめ、回議を受ける者、決裁者による再確認に取り組んでまいります。</p> <p>また、総務主管課長として、契約書の特記事項に「人権啓発の推進について」、「障害者差別解消法の遵守について」、「労働施策総合推進法に係るパワーハラスメント等の対応について」の3点を追記するよう周知徹底しました。</p> <p>なお、施行理由と委託理由の混同が確認できたため、今後の起案作成の際には是正するように課内各職員に指示いたしました。</p>
交通政策課 措置状況
<p>市民の視点で疑念を持たれないよう、随意契約を含めた契約事務の適正な執行に向け、随意契約の趣旨等を大東市契約規則等により再度確認するよう課内</p>

職員に指示いたしました。契約事務に関する起案につきましても、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるように、地方自治法及び大東市契約規則に則り事務処理を行うよう課内で周知・徹底するとともに、回議の際には、文書主任をはじめ、回議を受ける者、決裁者による再確認に取り組んでまいります。

また、迅速に対応する必要がありましたことから、随意契約での工事を複数回発注することとなりましたが、体制の見直しにより少なくとも月に1度、課内全体で業務の進捗状況の確認を行っておりますので、今後は発注案件の共有化や時間的な余裕を持った工事発注を行い、一体発注が可能なものについては同一工事として発注する等、疑念が生じないように取り組んでまいります。

#### 道路課 措置状況

市民の視点で疑念を持たれないよう、随意契約を含めた契約事務の適正な執行に向け、随意契約の趣旨等を大東市契約規則等により再度確認するよう課内職員に指示いたしました。契約事務に関する起案につきましても、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるように、地方自治法及び大東市契約規則に則り事務処理を行うよう課内で周知・徹底するとともに、回議の際には、文書主任をはじめ、回議を受ける者、決裁者による再確認に取り組んでまいります。

なお、見積徴取につきましては、令和5年度から2者以上の業者から徴取しております。

#### みどり課 措置状況

市民の視点で疑念を持たれないよう、随意契約を含めた契約事務の適正な執行に向け、随意契約の趣旨等を大東市契約規則等により再度確認するよう課内職員に指示いたしました。契約事務に関する起案につきましても、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるように、地方自治法及び大東市契約規則に則り事務処理を行うよう課内で周知・徹底するとともに、回議の際には、文書主任をはじめ、回議を受ける者、決裁者による再確認に取り組んでまいります。

#### 水政課 措置状況

市民の視点で疑念を持たれないよう、随意契約を含めた契約事務の適正な執行に向け、随意契約の趣旨等を大東市契約規則等により再度確認するよう課内職員に指示いたしました。契約事務に関する起案につきましても、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるように、地方自治法及び大東市契約規則に則り事務処理を行うよう課内で周知・徹底するとともに、回議の際には、文書主任をはじめ、回議を受ける者、決裁者による再確認に取り組んでまいります。



**【交通政策課、道路課、みどり課、駅周辺整備課、水政課】**

**監査委員 指摘事項**

**(2) 適切な文書処理について**

文書事務について、起案書に記載すべき日付や事項が欠落していたものが多数見られた。その他受領した文書が課内で回覧されていないもの、契約書の行がずれて紙面のレイアウトが狂ってしまったものもあった。文書事務に関してはきっちりと処理できている課とそうでない課との差が大きく、各課での文書に対する意識の差が顕在化したものと推測され、指導する立場にある者の奮起が望まれる。又、先月4月24日の電子決裁システム稼働によって文書処理の方法が変わり、今回監査の指摘事項の意味がずれてしまうかもしれないが、システム操作に不慣れな時期であり、決裁や回議途中審査が不十分となりがちなので、(1)の後半と重複する部分もあるが、文書主任をはじめ、回議を受ける者、決裁者が審査を行い、適正な文書が作成されるよう適切に指導され、電子決裁システム上の処理に慣れて、一刻も早く適切な文書処理を実現されたい。

**交通政策課 措置状況**

ご指摘いただきました内容を真摯に受け止め、課長以下、職員各々が再度文書事務に対する意識を高く持つとともに、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるよう、各職員へは文書事務の手引に則った適正な文書の作成、文書主任等へは回議の際の審査の厳格化や複数者による確認の徹底を指示し、適切な文書処理を図っております。

また、電子決裁システム稼働による文書処理の変更にも速やかに対応出来るように、早期にシステムに慣れ、スムーズで適切な文書処理を実現出来るように努めております。

なお、都市整備部内におきましては、電子決裁システムの統一的な運用を目指して施策検討会のテーマに据え、より良い事務処理が行えるよう調査・検討しているところでございます。

**道路課 措置状況**

ご指摘いただきました内容を真摯に受け止め、課長以下、職員各々が再度文書事務に対する意識を高く持つとともに、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるよう、各職員へは文書事務の手引に則った適正な文書の作成、文書主任等へは回議の際の審査の厳格化や複数者による確認の徹底を指示し、適切な文書処理を図っております。

また、電子決裁システム稼働による文書処理の変更にも速やかに対応出来るように、早期にシステムに慣れ、スムーズで適切な文書処理を実現出来るように努めております。

なお、都市整備部内におきましては、電子決裁システムの統一的な運用を目

指して施策検討会のテーマに据え、より良い事務処理が行えるよう調査・検討しているところでございます。

#### みどり課 措置状況

ご指摘いただきました内容を真摯に受け止め、課長以下、職員各々が再度文書事務に対する意識を高く持つとともに、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるよう、各職員へは文書事務の手引に則った適正な文書の作成、文書主任等へは回議の際の審査の厳格化や複数者による確認の徹底を指示し、適切な文書処理を図っております。

また、電子決裁システム稼働による文書処理の変更にも速やかに対応出来るように、早期にシステムに慣れ、スムーズで適切な文書処理を実現出来るように努めております。

なお、都市整備部内におきましては、電子決裁システムの統一的な運用を目指して施策検討会のテーマに据え、より良い事務処理が行えるよう調査・検討しているところでございます。

#### 駅周辺整備課 措置状況

ご指摘いただきました内容を真摯に受け止め、課長以下、職員各々が再度文書事務に対する意識を高く持つとともに、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるよう、各職員へは文書事務の手引に則った適正な文書の作成、文書主任等へは回議の際の審査の厳格化や複数者による確認の徹底を指示し、適切な文書処理を図っております。

なお、契約書等の文書については、レイアウト等の表記についても、決裁者以外の職員も含めた複数によるチェックを行うこととし、形式面でも適正な文書となるよう運用しております。

また、電子決裁システム稼働による文書処理の変更にも速やかに対応出来るように、早期にシステムに慣れ、スムーズで適切な文書処理を実現出来るように努めております。

なお、都市整備部内におきましては、電子決裁システムの統一的な運用を目指して施策検討会のテーマに据え、より良い事務処理が行えるよう調査・検討しているところでございます。

#### 水政課 措置状況

ご指摘いただきました内容を真摯に受け止め、課長以下、職員各々が再度文書事務に対する意識を高く持つとともに、必要な事項の欠落等がない正確な文書を作成できるよう、各職員へは文書事務の手引に則った適正な文書の作成、文書主任等へは回議の際の審査の厳格化や複数者による確認の徹底を指示し、適切な文書処理を図っております。

また、電子決裁システム稼働による文書処理の変更にも速やかに対応出来るように、早期にシステムに慣れ、スムーズで適切な文書処理を実現出来るように努めております。

なお、都市整備部内におきましては、電子決裁システムの統一的な運用を目指して施策検討会のテーマに据え、より良い事務処理が行えるよう調査・検討しているところでございます。

**【みどり課】**

<b>監査委員 指摘事項</b>
<p>(3) 現金の管理について</p> <p>大阪府から委託販売を受託している「いこいこマップ」に係る現金の取扱いについて、物品の在庫は帳簿で管理し、売上代金は課内の金庫で保管しているとしているが、盗難・紛失の事故を防ぐため、歳計外現金として金融機関で保管されたい。</p>
<b>みどり課 措置状況</b>
<p>歳計外現金として金融機関で保管に向け、会計室と連携し、現金取扱員の充実と会計規則への追記などの手続きを進めております。</p>

## 【道路課】

### 監査委員 指摘事項

#### (4) 財産管理について

市有財産の適正な活用と保管については、以前から意見を発している課題である。これまで資産経営課、財産管理課、原課とそれぞれ役割が分かれており、1つの事象について責任の所在が不明確であったが、令和5年度から都市経営部の資産経営課に統合された。今回の定期監査においては、過去に従来の担当課に対して指摘していた事項の進捗状況をお聞きしたが、普通財産の管理について、まだ十分に成果があがっているとはいえない状況である。広義の財産管理については、備品の管理や法定外公共物の管理も含まれ、これらを一朝一夕に改善することは難しいと思うが、改善に向かって、一歩ずつでも前進するよう進めていただきたい。

### 道路課 措置状況

法定外公共物の管理につきましては、道路法がかけられ大東市道として供用しているものや、市道認定はかかっていないが、不特定多数の通行があるようなものにつきましては、これまでどおり、不法占用物があれば、不占指導の上、撤去を行っています。

また、境界確定により、法定外公共物が占有されていることが判明した場合、不法占用解消のため、不法占用物撤去の指導、又は、法定外公共物用途廃止判定委員会により用途廃止が可能と判断されたものについては売払を、引き続き行ってまいります。